

奈良県立学校体育施設開放

使用の手引き

(令和7年度)



奈良県教育委員会

I. 趣旨

県民が健康で文化的な活力ある生活を営むためには、日常生活におけるスポーツ活動を活発にする必要があります。

近年、生活水準の向上や自由時間の増大などにより、スポーツ活動に対する県民のニーズはますます高まっており、奈良県教育委員会としては、学校教育の支障のない範囲で県民のスポーツ活動に役立てるため、奈良県立学校の体育施設を開放します。

2. 使用許可に関する条件

- (1) 開放施設を公用若しくは公共用に使用する必要が生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があるときは、使用許可を取り消すことがあります。
- (2) 開放による使用の実績によって、特定の使用者の優先的な使用が認められるものではありません。

3. 使用できる団体

奈良県立学校体育施設開放事業実施要領に基づき使用できる団体は、成人を責任者としてスポーツ活動を目的とする構成員10名以上の団体等で、校長が適当と認め登録を行った団体です。

4. 使用の手続き

- (1) 使用の手続きは、各開放校で行ってください。
- (2) 事前に開放校の校長宛てに登録申請書を提出してください。
- (3) 開放施設の使用を希望するときは、開放校の校長に使用許可申請書を提出し、開放施設の使用許可を受けてください。
- (4) 使用団体は、学校開放施設使用許可書に記載された許可条件並びに本手引きに記載の事項を遵守してください。
- (5) 使用に当たっては、使用責任者が責任をもって管理・監督をしてください。
- (6) 天候などの理由により、開放校が使用の中止等の指示をした場合は、必ずその指示に従ってください。
- (7) 使用者は、照明灯電気設備を使用する場合は、その実費相当額を当該開放校の指示に従って納付してください。
- (8) 令和7年度の開放校への連絡先は、別紙のとおりです。

5. 使用上の注意事項

- (1) 使用責任者は、校長の指示に従い責任をもって管理・監督に当たってください。
- (2) 使用後は、必ず後片付け及び清掃をしてください。特にゴミは全て持ち帰ってください。
- (3) 敷地内は全面禁煙になっております。喫煙は厳禁です。
- (4) 許可した開放施設以外には、立ち入らないでください。
- (5) 校内での飲酒や酒気を帯びての使用はしないでください。
- (6) 校内へは危険物を持ち込まないでください。
- (7) 使用後、使用責任者は使用した施設及び設備の点検を行い、開放日誌に使用状況を記録してください。
- (8) 騒音・大声を発すること、又は暴力行為等は厳禁です。
- (9) 使用時間を必ず守ってください。
- (10) 使用に際しては、スポーツのできる服装で行ってください。
- (11) 使用を取りやめる場合は、事前に連絡してください。※受付時間（平日 9:00～16:45）
- (12) 自動車での来校は、極力避けてください。
- (13) 原則として用具等の貸し出しありません。ただし、屋内施設においては、バレーボール・バドミントン・ソフトテニスの支柱及びネット、卓球台等の学校が準備できる範囲内で使用することができます。（詳細は、開放校に問い合わせてください。）

6. 開放中の事故及び施設の破損

- (1) 学校開放による活動中の事故については、奈良県教育委員会及び開放校は、一切その責任を負いませんので使用団体で全て処理してください。
- (2) 開放施設・設備をき損又は亡失した場合は、その損害を使用者に賠償していただくことがあります。

7. 使用時間

屋外開放施設の使用時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時まで、屋内開放施設は、午前 9 時から午後 7 時までとします。ただし、状況により午前・午後を 2 交替で開放することがあります。
使用者は、開放施設使用許可書に記載されている時間を守ってください。

8. その他

本手引きに定める以外に、各開放校の定める諸注意（使用心得）を遵守してください。違反行為等があれば、登録を取り消すことがあります。
なお、安全面等を考慮してスポーツ傷害保険等に加入しておくようにしてください。